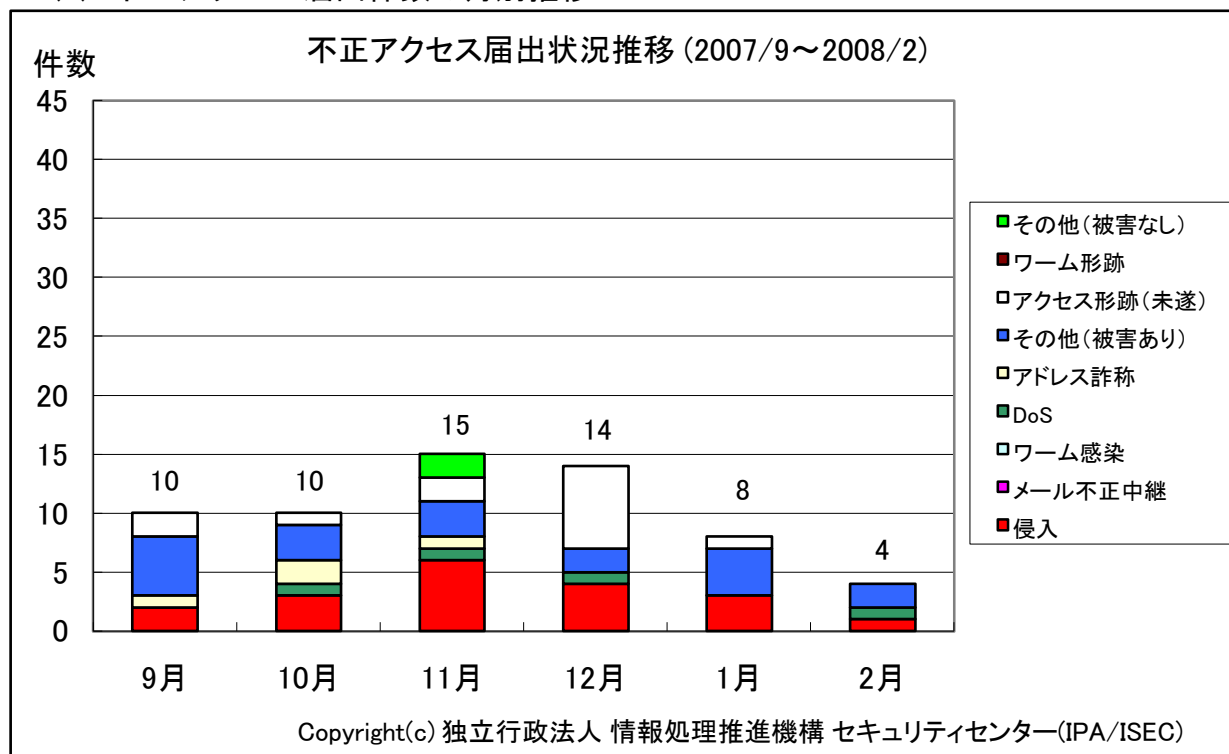


コンピュータ不正アクセスの届出状況 [2008年2月分] について

1. 不正アクセス届出の詳細

(1) 不正アクセス届出件数の月別推移



(2) 不正アクセス届出種別の月別推移

届出種別	9月	10月	11月	12月	1月	2月
侵入	2	3	6	4	3	1
メール不正中継	0	0	0	0	0	0
ワーム感染	0	0	0	0	0	0
DoS	0	1	1	1	0	1
アドレス詐称	1	2	1	0	0	0
その他(被害あり)	5	3	3	2	4	2
アクセス形跡(未遂)	2	1	2	7	1	0
ワーム形跡	0	0	0	0	0	0
その他(被害なし)	0	0	2	0	0	0
合計(件)	10	10	15	14	8	4

注) 網掛け部分は、被害があった届出種別を示しています。

(3) 届出者別件数

ユーザ別の届出件数は以下の通りです。

分類	届出件数					
	2008年2月		2008年1月(前月)		2007年2月(前年同月)	
一般法人ユーザ	2	50.0%	0	0.0%	8	34.8%
個人ユーザ	1	25.0%	5	62.5%	11	47.8%
教育・研究機関	1	25.0%	3	37.5%	4	17.4%
合計(件)	4		8		23	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

(4) 被害原因別件数

2月に届出されたうち被害のあったもの4件について、原因の内訳は、ID・パスワード管理不備が1件、などでした。

原因	届出件数					
	2008年2月		2008年1月(前月)		2007年2月(前年同月)	
ID・パスワード管理不備	1	25.0%	2	28.6%	5	35.7%
古いバージョン使用・パッチ未導入	0	0.0%	1	14.3%	2	14.3%
設定不備	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	2	50.0%	4	57.1%	5	35.7%
その他(DoSなど)	1	25.0%	0	0.0%	2	14.3%
合計(件)	4		7		14	

注)割合の数字は小数点第二位を四捨五入していますので、合計が100%ちょうどにならない場合があります。

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、'96年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされています。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っていますが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討しています。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表しています。

○コンピュータ不正アクセス対策基準

- ・通商産業省告示第362号 平成8年8月8日制定
- ・通商産業省告示第534号 平成9年9月24日改訂
- ・通商産業省告示第950号 平成12年12月28日改訂
- ・経済産業省告示第3号 平成16年1月5日改訂

■お問い合わせ先

独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
加賀谷/花村/宮本

Tel:03-5978-7527 Fax:03-5978-7518 E-mail:isec-info@ipa.go.jp